

第78回国民スポーツ大会「SAGA2024」剣道競技（成年男女）選手選考会要項

- 1 主 催 公益財団法人愛媛県スポーツ協会
- 2 主 管 一般社団法人愛媛県剣道連盟
- 3 期 日 令和6年4月21日（日） 9：45 ～審判会議
10：00 ～ 開会式
- 4 会 場 愛媛県武道館 剣道場（松山市市坪西町）
- 5 出場年齢及び申込み規定
 - (1) 成年男子
 - [先 鋒] 1999年4月2日以降～2006年4月1日までに生まれた者
 - [次 鋒] 1989年4月2日以降～1999年4月1日までに生まれた者
 - [中 堅] 1979年4月2日以降～1989年4月1日までに生まれた者
 - [副 将] 1969年4月2日以降～1979年4月1日までに生まれた者
 - [大 将] 1969年4月1日以前に生まれた者
 - (2) 大将の部は国体監督資格を取得している者とし、「SAGA2024」時に資格を失効しないことを参加条件にする。
 - (3) 成年女子
 - [先 鋒] 1994年4月2日以降～2006年4月1日までに生まれた者
 - [中 堅] 1984年4月2日以降～1994年4月1日までに生まれた者
 - [大 将] 1984年4月1日以前に生まれた者
 - (4) 大将の部は国体監督資格を取得している者とし、「SAGA2024」時に資格を失効しないことを参加条件にする。（中堅と大将の予選方法は隔年で監督資格者のみの試合を行う。）
- 6 参加資格
 - (1) 2024年度愛媛県剣道連盟会員登録者。
 - (2) 選手の段位及び職業は制限しない。
- 7 入館・受付
 - (1) 9：00より受付を行います。
 - (2) 練習時間9：00～9：40まで
 - (3) 竹刀計量は9：00より行います。
- 8 試合審判及び 試合方法
 - (1) 試合は、「全日本剣道連盟 試合・審判規則並びに細則」と「新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的試合・審判法」を併用して実施する。
 - (2) 試合は「面マスク」または「面シールド」着用を必須とする。また両方を着用しても構わない。

(3) 試合は、男女ともトーナメント戦方式にて行う。但し参加者が少数の場合はリーグ戦方式とする。

(4) 試合は3本勝負、試合時間は5分とする。試合時間内に勝敗が決しない場合は延長戦を行い、先に1本取った者を勝ちとする。なお、延長に入ってから試合時間は3分区切りとし、延長3回で勝敗の決しない場合はコート内で深呼吸にて呼吸を整える。競技者の状況を判断し試合を再開する。更に延長3回が経過した毎に5分間の休憩を取り勝敗が決定するまで行う。

9 申込み

(1) 締切 令和6年3月22日(金)

(2) 申込先 西条市剣道連盟事務局

申込書を加盟団体で取りまとめ提出すること。(メール・FAX可)

(3) 参加料 1,100円 (うち消費税100円)

下記へ振込むこと。振込票の写しを添付すること。

参加を辞退した場合は参加料を返金致しません。

※田邊武道具店かカワムキ商事に預けるかまたは、下記の口座に振込むこと

[振込先] ※送付書類参照

(4) 様式 別紙用紙

(5) オーダー表は、下記のとおり作成し、当日持参し各会場へ提出すること。

12cm	(※) 名 字 (*)	※出場区分
21cm		*加盟団体 名

10 竹刀計量について

種別	長さ (全長)	重さ	太さ	
			先端部最小直径	ちくとう最小直径
男子	120 cm以下	510 g以上	26 mm以上	21 mm以上
女子		440 g以上	25 mm以上	20 mm以上

※二刀の場合は、(一社)愛媛県剣道連盟事務局にお問い合わせください。

11 その他

- (1) 選手は、名札を付けて出場すること。
- (2) 赤白の目印は参加選手で持参すること。
- (3) 前回の優勝者は、優勝カップを持参すること。
- (4) 参加選手の大会当日のケガ等については本部で応急処置をしますが、事故後の対応は各団体において行う。
- (5) 道着そでの短い、規定にそっていない選手については、道着の着替えを行い参加する。また、剣道具についても、規定にそっていない選手については、出場することができない。

(全日本剣道連盟 規則)

規則 第4条 剣道具は、面、小手、胴、垂を用いる。

細則 第3条 規則第4条（剣道具）は、第3図のとおりとする。

1. 面部のポリカーボネート積層板装着面は、全日本剣道連盟が認めたものとする。
2. 面ぶとんは、肩関節を保護する長さがあり、十分な打突の衝撃緩衝能力があるものとする。
3. 小手は、前腕（肘から手首の最長部）の2分の1以上を保護し、小手頭部および小手ぶとん部は十分な打突の衝撃緩衝能力があるものとする。
4. 小手ぶとん部のえぐり（クリ）の深さについては、小手ぶとん最長部と最短部の長さの差が2.5センチメートル以内とする。**細則 第3条の2** 剣道着の袖は、肘関節を保護する長さを確保したものとする。
5. **細則 第15条** 規則第17条第1号の不正用具とは、規則第3条に規定する竹刀（細則第2条で定める規格を満たしているものに限る）および同第4条に規定する剣道具（第3図に図示する面、小手、胴、垂）以外のものをいう。なお、細則第3条第2号から第4号および同第3条の2の基準に合致しない剣道具または剣道着は不正用具としない。この場合、試合終了後に審判員から注意を与える。